

## 神戸市危険物規制事務審査基準

### 第3章 製造所等の区分による審査基準

#### 第1 製造所等共通の基準

#### 10 電気設備（政令第9条第1項第17号 ほか）

(1) 電気設備は、政令第9条第1項第17号（他の規定により準用する場合を含む。）の規定により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）によるものであること。

ア 電気設備を防爆構造としなければならない場合は、以下のとおりとする。

(ア) 可燃性微粉が滞留するおそれのある場合

(イ) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

(ウ) 引火点が40度以上であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 危険箇所に設けることができる防爆構造については、「ユーザーのための工場防爆設備ガイド（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）」等を参考に電気機器の仕様書等で確認すること。なお、第一類危険箇所に安全増防爆構造又は油入防爆構造の電気機器を設置する場合には、技術的基準に適合するもの（Exe, Exo）を設置するように指導する。

(ア) 特別危険箇所（ゾーン0）とは、爆発性雰囲気は通常の状態において、連続し長時間にわたり、又は頻繁に可燃性ガス蒸気が爆発の危険のある濃度に達するものをいう。従来の0種場所に相当する。

特別危険箇所の例としては「ふたが開放された容器内の引火性液体の液面付近」があたる。

(イ) 第一類危険箇所（ゾーン1）とは、通常の状態において、爆発性雰囲気をしばしば生成するおそれのある場所をいう。従来の一種場所に相当する。

第一類危険箇所となりやすい場所の例を示せば、次のとおりである。

- a 通常の運転、操作による製品の取出し、ふたの開閉などによって可燃性ガス蒸気を放出する開口部付近
- b 点検又は修理作業のために可燃性ガス蒸気をしばしば放出する開口部付近
- c 屋内又は通風、換気が妨げられる場所で可燃性ガス蒸気が滞留するおそれがある場所

(ウ) 第二類危険箇所（ゾーン2）とは、通常の状態において、爆発性雰囲気を生成するおそれが少なく、また、生成した場合でも短時間しか持続しない場所をいう。従来の二種場所に相当する。

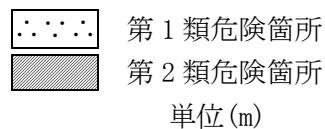
第二類危険箇所となりやすい場所の例を示せば、次のとおりである。

- a ガスケットの劣化などのために可燃性ガス蒸気を漏出するおそれのある場所
- b 誤操作によって可燃性ガス蒸気を放出したり、異常反応などのために高温、高圧となって可燃性ガス蒸気を漏出したりするおそれのある場所
- c 強制換気装置が故障したとき、可燃性ガス蒸気が滞留して爆発性雰囲気を生成するおそれのある場所
- d 第一類危険箇所の周辺又は第二類危険箇所に隣接する室内で爆発性雰囲気がまれに侵入するおそれのある場所

(2) 危険箇所における配線工事は、電気設備の技術基準の解釈に規定する「可燃性ガス等の存在する場所」における施工方法等に従って施工すること。

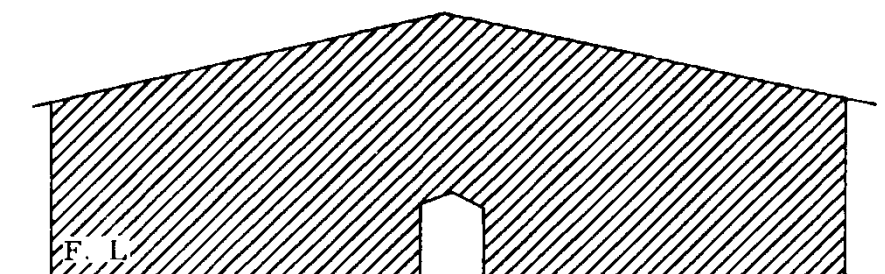
(3) 危険箇所以外の場所の配線工事は、前(2)に準じて施工すること。

危険場所の例図

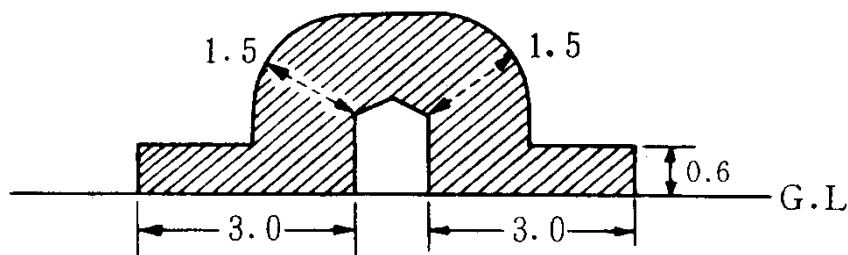


A 製造所・一般取扱所

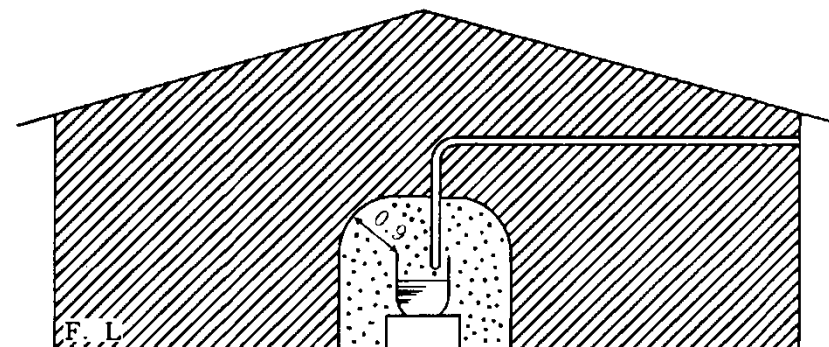
a 容器及び取扱タンク等(密閉型のもの)、ポンプ設備(シールの完全なもの)、配管継手、バルブ、計器類、その他これらに類する設備が屋内に設けられている場合



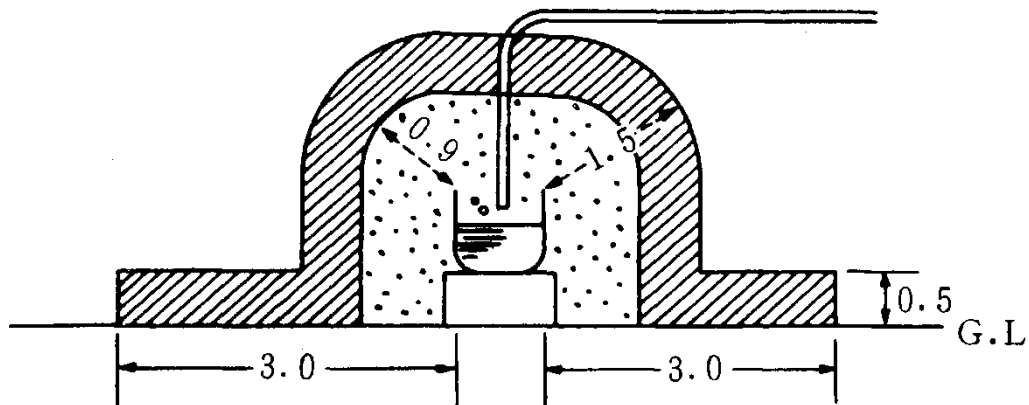
b 前aに掲げる設備が屋外(壁体のうち二方が開放されている等自然通風等によって有効に可燃性蒸気等が排除される場合を含む。以下同じ。)に設けられている場合



c 詰替装置、容器及び取扱タンク(開放型のもの)、ポンプ設備(シールの不完全なもの)、ロール設備、安全弁、ためます、油分離装置、その他これらに類する設備において危険物を貯蔵し、又は取り扱うことにより可燃性蒸気等が流出し、滞留するおそれのある設備等が屋内に設けられている場合

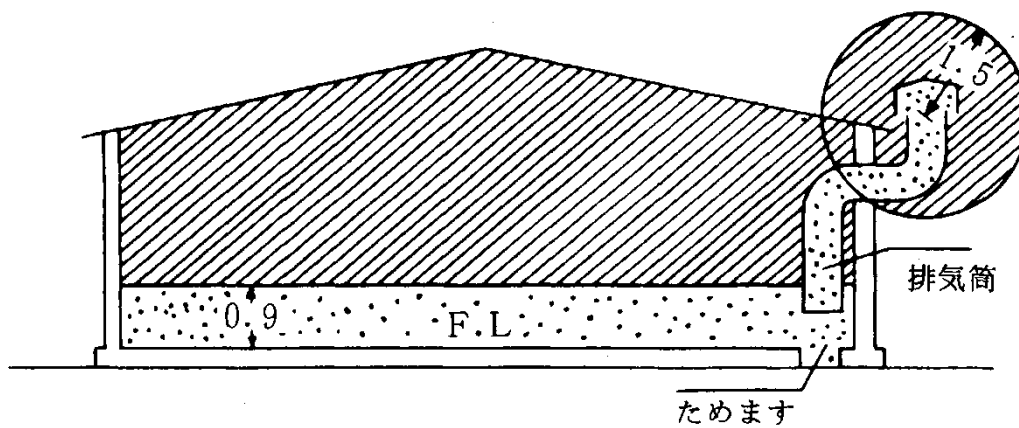


d 前cに掲げる設備等が屋外に設けられている場合



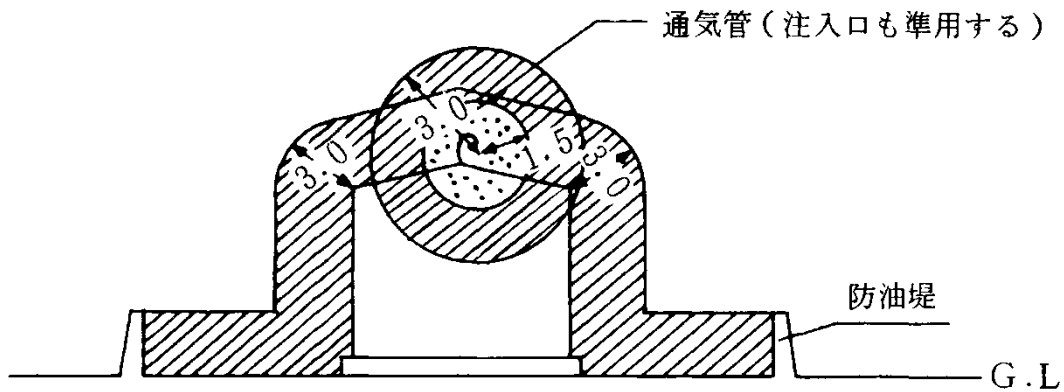
B 屋内貯蔵所

引火点が 40 度以下の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合若しくは危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合。ただし、貯蔵のみの場合は前A・aによること。

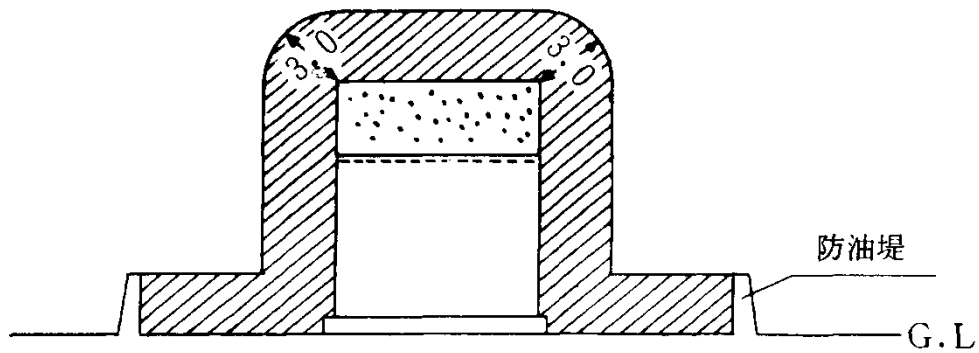


C 屋外タンク貯蔵所

a 固定屋根式タンクの場合



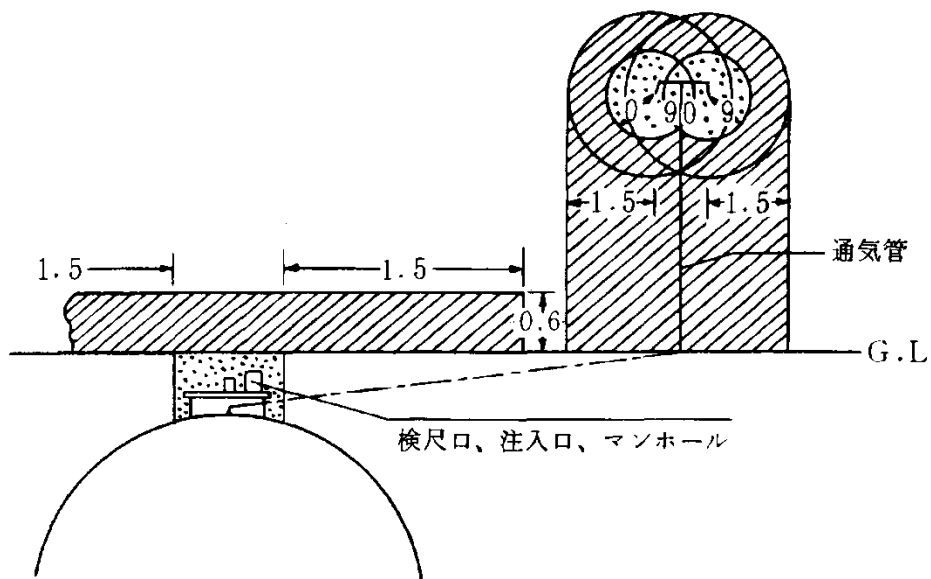
b 浮屋根式タンクの場合



c ポンプ設備、配管ドレン、その他危険物の抜き取りを行う設備  
前Aを準用する。

D 屋内タンク貯蔵所  
前Bを準用する。

E 地下タンク貯蔵所



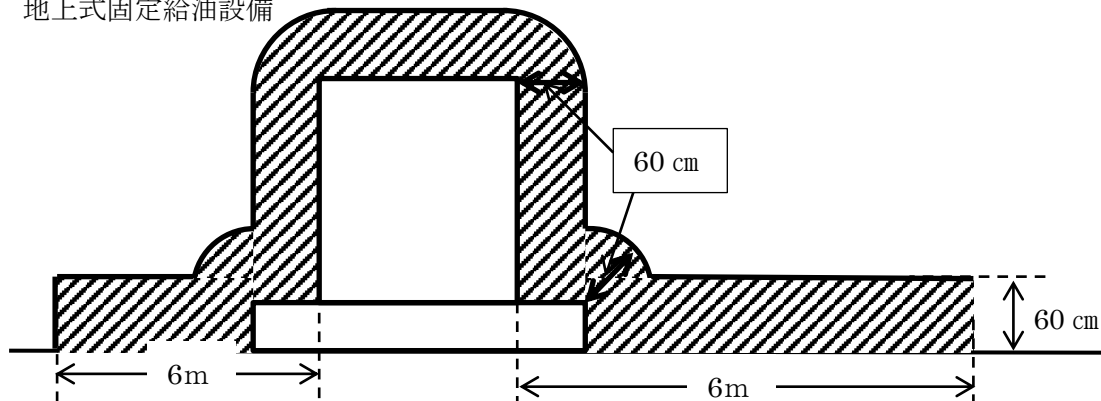
F 簡易タンク貯蔵所  
H・aを準用する

G 販売取扱所

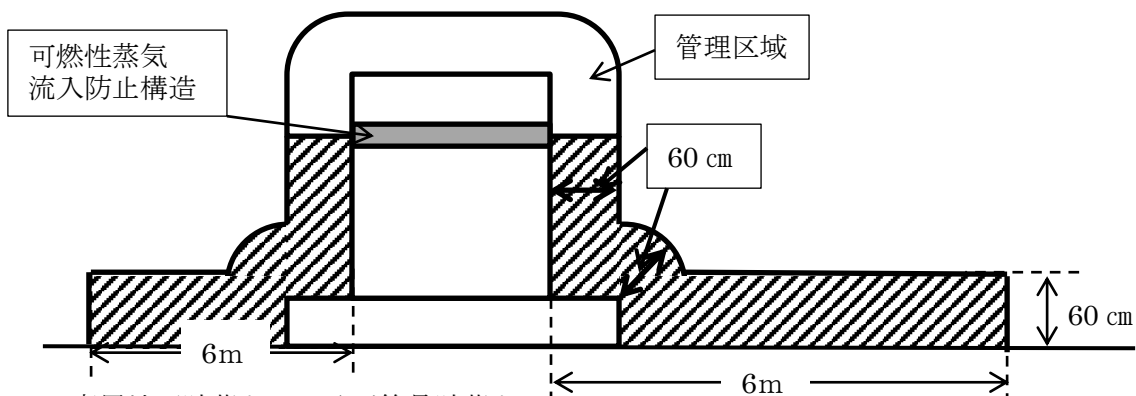
政令第18条第1項第9号(第2項において準用する場合を含む。)に規定する配合室については、室内の部分は、第2類危険箇所とする。

H 給油取扱所

a 地上式固定給油設備



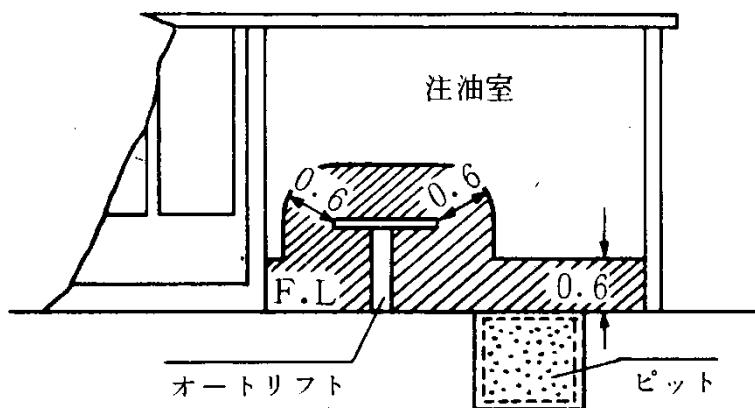
b 地上式固定給油設備（可燃性蒸気流入防止構造付き）



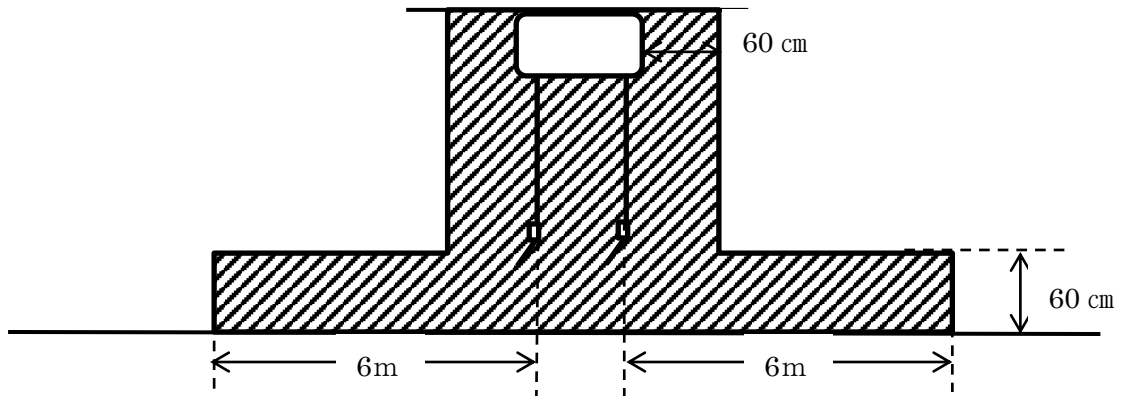
c 専用地下貯蔵タンク及び簡易貯蔵タンク

給油取扱所に設置した地下貯蔵タンクについては前 E を、簡易貯蔵タンクについては前 F をそれぞれ準用する。

d 注油室(2方向以上の開放室を除く。)



e 懸垂式固定給油設備



f 懸垂式固定給油設備のポンプ室については、室内をすべて第 2 類危険箇所とする。

g 油庫については前Bを準用する。